

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例(平成 16 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条、第 4 条関係)			別表第 1(第 2 条、第 4 条関係)		
施設名称	所在地	管理を行う者	施設名称	所在地	管理を行う者

(略)			(略)		
高宮川根生活改善センター	安芸高田市高宮町川根 10294 番地 1	指定管理者	高宮川根生活改善センター	安芸高田市高宮町川根 10294 番地 1	指定管理者
			面山集会所	安芸高田市高宮町佐々部甲 274 番地 1	指定管理者
(略)			(略)		
別表第 2(第 9 条関係) 利用料金の上限額			別表第 2(第 9 条関係) 利用料金の上限額		
施設名	部屋名	利用料金等(円/時間)	施設名	部屋名	利用料金等(円/時間)
(略)			(略)		
高宮川根生活改善センター	山ゆり	300	高宮川根生活改善センター	山ゆり	300
	あゆ	300		あゆ	300
	ほたる	700		ほたる	700
	こぶし	1,200		こぶし	1,200
(略)			面山集会所	広間	700
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。